

処 分 基 準

平成 2 9 年 2 月 2 日作成

法 令 名 : 警備業法
根 拠 条 項 : 第 4 2 条第 3 項において準用する第 2 2 条第 7 項
処 分 の 概 要 : 機械警備業務管理者資格者証の返納命令
原権者 (委任先) : 山口県公安委員会
法 令 の 定 め : 警備業法第 3 条第 1 号～第 6 号 (警備業の要件)、第 4 2 条第 2 項 (機械警備業務管理者資格者証の交付)
処 分 基 準 : 警備業法第 4 2 条第 3 項において準用する同法第 2 2 条第 7 項各号に該当し、機械警備業務管理者として不適當であると認められる場合には資格者証の返納を命ずることとする。 ここで、同項第 3 号に基づいて資格者証の返納を命ずる場合とは、故意による警備業務用機械装置の運用計画又は指令業務に関する基準の作成懈怠、偽りの計画等の作成、明らかに違法な指令業務の指導、故意による長期の監督又は指導の懈怠等その態様、動機等が悪質な法令違反を犯した場合をいうものとする。
問 い 合 わ せ 先 : 山口県警察本部生活安全企画課又は所轄警察署生活安全課 (係)
備 考 :